

北海道後期高齢者医療広域連合 第1次 地球温暖化対策実行計画



平成30年3月

(2018年3月)

北海道後期高齢者医療広域連合

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
(1) 目的	1
(2) 計画期間	1
(3) 対象範囲	1
(4) 対象とする温室効果ガス	1
第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標	2
(1) 温室効果ガス（二酸化炭素）の排出状況（平成28（2016）年度）	2
(2) 削減目標	2
第3章 温室効果ガスを削減するための取組	3
(1) 基本方針	3
(2) 取組内容	3
第4章 推進体制と実施状況の点検・評価	4
(1) 推進体制	4
(2) 実施状況の点検・評価	4

第1章 計画の基本的事項

(1) 目的

北海道後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）では、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）に基づき、広域連合内の省エネ・省資源の減量化などに関わる取組を推進し、温室効果ガス排出量を削減することを目的に、「北海道後期高齢者医療広域連合地球温暖化対策実行計画」を策定し、取組を推進していきます。

地球温暖化対策推進法第21条（抜粋）

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

(2) 計画期間

本計画は、平成30（2018）年度から平成34（2022）年度の5年間を計画期間とします。また、本計画の基準年度は、平成28（2016）年度とします。

なお、計画内容及び計画期間は、実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行うものとします。

(3) 対象範囲

本計画の対象範囲は、広域連合の全ての事務及び事業とします。ただし、広域連合から外部機関への委託等により実施するものについては、本計画の対象範囲外とします。

(4) 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法の対象とする7つの温室効果ガスのうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素(CO₂)を削減の対象として、取組を推進していきます。

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

(1) 温室効果ガス（二酸化炭素）の排出状況（平成28（2016）年度）

調査項目	単位	使用量	排出係数	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)
電気使用量	kWh	57,772	0.669	38,649

※CO₂ 排出量＝使用量×排出係数

※排出係数については、環境省ホームページで公表されている北海道電力(株)の平成28年度の値である0.669(kg-CO₂/kWh)を使用している。

(2) 削減目標

広域連合は平成28（2016）年度を基準年として、温室効果ガスである二酸化炭素(CO₂)の総排出量を平成30年(2018)度から平成34年(2022)度までに13%削減することを目標とします。

平成28（2016）年度	平成34（2022）年度	
CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)	削減率
38,649	33,624	△13%

※計画期間中の排出係数は、温室効果ガス（二酸化炭素）削減への当広域連合職員の取組みを正に評価するため、基準年度の排出係数0.669(kg-CO₂/kWh)を使用するものとする。

第3章 温室効果ガスを削減するための取組

(1) 基本方針

温室効果ガス（二酸化炭素）を削減するために、職員一人ひとりが地球温暖化問題に対する意識を持ち、以下の取組を重点的に行うこととします。

(2) 取組内容

① 電気使用量を削減させる取組（削減目標を達成させる取組）

項目	具体的な取組
照明機器の管理	<ul style="list-style-type: none">・ 照明点灯時間の短縮を図り、最小限の点灯に努める・ 始業前、終業後及び休憩時間中の不必要な照明は消灯する (特に残業時における必要最小限の場所のみの点灯を徹底)
OA機器等の管理	<ul style="list-style-type: none">・ 離席時や休憩時間等は、不要なOA機器等の電源を切る、又はスリープ状態にする・ 退勤時にはOA機器等の電源を切ることを徹底する
その他	<ul style="list-style-type: none">・ 効率的な事務処理の推進に努め、時間外勤務の削減を図る

② 省資源・省エネルギーを推進する取組

項目	具体的な取組
用紙類	<ul style="list-style-type: none">・ 両面・複数枚印刷（コピー）や裏面の再利用を徹底し、用紙の削減に努める・ ミスコピーの防止・ 電子メールの利用によるペーパーレス化・ 内部資料の共有化、簡略化 (必要最小限のページ数とする)・ 内部資料のカラーコピー、カラー印刷は原則禁止
物品購入	<ul style="list-style-type: none">・ グリーン購入の推進・ 文具等の購入において、詰替え可能な商品の購入
冷暖房機器の管理	<ul style="list-style-type: none">・ 室温の適切な管理・ 使用されていない部屋の空調停止・ 夏季には軽装（クールビズ）、暖房期間には暖かい服装（ウォームビズ）など、室温に適した働きやすい服装の励行を実施する

第4章 推進体制と実施状況の点検・評価

(1) 推進体制

①地球温暖化対策実行計画統括者

事務局長を地球温暖化対策実行計画統括者とします。地球温暖化対策実行計画統括者は、計画の策定及び見直し及び計画の推進・点検を行います。

②地球温暖化対策推進担当者

事務局次長（総務担当）を地球温暖化対策推進担当者とします。地球温暖化対策推進担当者は、計画の進捗状況を把握、点検、評価し、総合的な推進を図ります。

③地球温暖化対策推進員

各班長を地球温暖化対策推進員とします。地球温暖化対策推進員は、本計画に則り、温室効果ガス（二酸化炭素）削減のため、日頃より意識して、電気使用量の削減、省資源の取組を推進します。

④職員

全職員（嘱託・臨時職員も含む）は、温室効果ガス（二酸化炭素）削減のため、日頃より意識して、電気使用量の削減、省資源の取組を実行します。

⑤推進事務局

総務班を推進事務局とし、事務を所管します。推進事務局は、毎年度、CO₂排出量を算出し、地球温暖化対策推進担当者に報告します。

⑥啓発

本計画の目標達成及び適正な運用を図るため、推進事務局は職員に対して、年1回以上の啓発を実施します。

(2) 実施状況の点検・評価

①点検・評価

地球温暖化対策推進担当者は、毎年度、推進事務局が算出したCO₂排出量について、点検及び評価を行うものとします。点検、評価は、毎年度の報告に基づき、削減目標値に対してどの程度削減出来たか評価します。また、職員の取組実施状況について評価を行います。

なお、必要に応じて、活動内容や目標の見直しを図り、継続的な対策を行うものとします。

②公表

毎年度、温室効果ガス（二酸化炭素）総排出量を当広域連合ホームページにて公表します。